

# 中国における大学法学教育改革の現状と課題<sup>1</sup>

Current status of university law education reform in China

高 重迎

中国河南財經学院

2009 年 9 月 15 日 受理

## はじめに

1970 年代以降、改革と開放という政策の実施に伴い、中国の経済と社会は大きな変化を成し遂げてきた。改革開放政策に転換して以降、経済が急速に成長し、それによって高等教育に対する需要が増加してきた。増加し続ける高等教育のニーズに対応して、高等教育の規模は急速に拡大し、高等教育の運営方針も大きく変わってきた。また、改革開放政策の下で、高等教育の外部環境は大きく変化した。国内と海外からの勢力が合流して、中国の高等教育にさまざまな改革と発展をもたらした。

大学の法学教育の状況も例外ではない。中国では、改革開放後、とりわけ世界貿易機関（WTO）加盟後、それまでの社会主义市場経済から自由競争市場経済へと転換するため、市場経済ルールに関する法令の整備が進められてきたが、市場競争を規制する独占禁止法が 2007 年 8 月 30 日に制定されたことをもって、この膨大な数の法令整備作業はほぼ完了したといえる。しかし、法令整備は終わったとしても、大学における法学教育の改

革は、早急に改善すべき課題として残されている。本稿では、中国における大学法学教育の改革状況およびそれに関連する政策課題について検討する。

## 一 中国大学法学教育の概観

中国の各大学における教育環境を見ると、ハード面では、一般的に、日本の大学と比べても遜色ないほど充実している。これに対してソフト面では、特に、法学教育の体制・内容等が大きく遅れていることは否めない。これは、中国が WTO 加盟をきっかけに、従来の計画経済体制国家からの脱却のための道を歩み始めて数年しか経過していないという歴史的背景に起因するものといえよう<sup>2</sup>。つまり、法治国家の土台ともいべき法律制度が整備されていなければ、現代の法学教育そのものが成り立たないからである<sup>3</sup>。

### 1 中国の大学における法学教育の経緯

中国の大学における法学教育の経緯は、おむね、以下のとおりである。

従来、中国は人治国家であったから、国家レベルの法が未整備であったことが、大学に

おける法学教育の軽視につながった。例えば、文系総合大学の入学者の中で最も成績が悪い者が法学院（中国では「法学院」と称し、日本の「法学部」に相当する）に在籍し、就職も一番悪い学部という評価であった<sup>4</sup>。

そして、文化大革命により中国のほとんどの有名大学の法学院は廃止されたので、法学教育はますます衰退せざるをえず、いわば法学教育の暗黒時代を迎えた。

その後、国の政策によって法治国家建設のスローガンが強く訴えられてきたことにより、大学における法学教育の重要性が見直され、過去に法学院を廃止した各大学でも、改めて再設置し出した。これに拍車がかかったのは、WTO 加盟後である。

そして近年では、法学院は、理科系大学でも設置するほど、人気が一番高い学部として入学競争率も高くなり、就職状況も良くなっているとのことである。更に、最近では法学院だけでなく、法学修士・博士課程の大学院やいわゆる法科大学院を設置する理科系大学も出現している。

## 2 中国法学教育の現状概観

法学は大学教育の主要科目の一つであり、法学専攻も全国各大学で設けられている。統計によると、中国の1000箇所以上の大学で法学専攻を設置した大学が620校で、在校学生は約40万人に達している<sup>5</sup>。従来、法学専攻の募集対象は、文科系の学生に限られていたが、近年、多くの学校は、理科系の学生にも広げ、文・理とも募集している<sup>6</sup>。

現在、中国の大学では、多様な法学教育体制が形成されつつある。教育の構成からみれば、普通の高等教育、成人高等教育および法学継続教育などがある。類型と性質から見れば、在校生教育、一時休業教育および定時制教育がある。法学教育のレベルからみると、法学院生（本科）、法学修士生、法学博士等の教育もあるし、法学専門学校、短大生など成人法学教育もある。法学専攻の修学年数は日本とほとんど変わらない<sup>7</sup>。法学専攻を設

置した大学は、総合型大学もあるし、専門型の大学もある<sup>8</sup>。ほとんどの大学は法学専攻が設けられている。

## 二 大学における法学教育改革の経緯

### （一）大学教育評価制度の実施

高等教育の総合的な実力と国際競争力をアップさせ、全国の教育状況を有効的に管理、把握、指導するため、2004年から国家教育部は、北京大学をはじめ全国592校の大学を対象として、5年に一度の教育質量等の評価を行うという方針を決定した<sup>9</sup>。

教育評価制度は、およそ2年間をかけて自己点検段階、専門家現場考查段階、自己整頓段階の三段階に分けて進められている。以下では、大学における教育評価制度について、河南財経学院法学院を例として説明する<sup>10</sup>。

### 1 法学教育の目標

社会の各層に要請される法的素養を身につけた法的ジェネラリストの育成を目指す。具体的には、次のような法学人材の育成を目指す。

- (1) 法学素養を身につけ、自分の意見を的確に表現でき、将来についての明確な目標やビジョンをもち、その実現のために能動的に考え、行動ができる、主体性のある人材。
- (2) 社会における様々な出来事や法的紛争について、問題を発見し、それを分析し解決する能力を有する、創造性豊かな人材。
- (3) グローバルな発想と視野をもつ、国際性豊かな人材。
- (4) 高度情報化社会に対応できる人材。

### 2 法学教育の方法

社会科学の中で、法学は理論性と社会実践性の二面性を有する。中国における大学法学教育と研究の中で、一貫して理論研究と教育

の向上の重要性が強調されてきた。

#### (1) 重要性

- ①教育効果を上げるために、学生に対する適切な指導を行う。
- ②学生の主体的学習を促し、学生が各学年にわたって適切に授業科目を履修するために、厳格な成績評価を行う。
- ③教育方法の充実を図るため、教員の教育能力の向上を図る。
- ④教育活動により教育効果を検証する。

#### (2) 具体的方法

- ①適切な学習指導のために、オリエンテーション、オフィスアワーの活用等を実施し、併せて改善を図る。
- ②厳格な成績評価のために取り決めた成績評価基準について学生に周知徹底する。
- ③教育方法の改善のため、授業アンケートの活用、インターネットを通じて積極的に参加させる。
- ④教育効果の測定のため、試験、レポートのほか、弁論大会、模擬裁判を実施する。

### 3 法学教育の課程

中国では学部が4年間であって、講義科目の履修に加えて裁判所や弁護士事務所での実習を義務づけており、さらに卒業論文を完成させて最終試験に合格しないと法学士号が授与されない。大学院は修士課程が3年間、博士課程が同じく3年間となっている。大学院は高度の専門教育を行うため設置は厳格に規制されており、国が指定した大学につき、かつ国が資格認定した担当教員が在職している専攻についてのみ開設可能とされている。

現在、法学教育課程は、国家教育部が規定した大学法学重点課程の設置による14の教育科目がある<sup>11</sup>。法学教育課程では、社会の各層に要請される法的素養を身につけた法的ジェネラリストの養成のため、つぎのような点に力を入れる。

#### (1) 法学・政治学の充実

法学院では、「法学院生のためのコンピュータ・リテラシー」、「EU法」、「アジア法」、「環境法」、「知的財産法」、「国際法」、「経済法」等のこれからの時代に欠かせない先端分野科目を設置する。また、公共の基礎科目は、たとえば、「政治理論」(毛澤東思想・鄧小平理論及び三つの代表理論)、「大学国語」、「政治経済学」、「大学英語」などである。

これらの科目を学生が修得することで、時代が要請する幅広い知識を獲得し応用的能力の展開を図ることで、創造性・国際性が豊かで高度情報化社会に対応できる人材を養成することをねらいとしている。

#### (2) 導入教育の充実

法学院では、少人数での「法学基礎演習」を1年次における必修科目とともに、「政治理論」を設け、大学での勉強の仕方、とりわけ法学・政治学の基本的スキルを修得できるようにしている<sup>12</sup>。これは、主体的に考え、それをいかに表現するかという、思考力や表現力の養成を目指すものであり、広範かつ深遠な専門教育科目を修得し知的能力を展開する準備を行う基礎教育科目に位置づけられる。

#### (3) 理論と実務科目の展開

法律実務の現場で活躍する法曹による「実務法学」、模擬法廷を使っての「模擬裁判」など、現実社会で起っている様々な事件や紛争に法学の理論がどのように活用されるのかを学ぶ、いわば理論と実務の架け橋となるような講義を取り入れている。

これらは、法学の深い理解に資するものであり、法学院の教育目標との関係では、内容にもよるが、すべての人材養成に係るものと考えられる。

#### (4) 多様な科目的設置

学生の進路に応じた選択科目を充実させることで、進路に対応した幅広い知識の修得を目指すとともに、「法律関係職」、「行政関係職」、「企業関係職」、「政治・国際関係職」といった卒業後の進路を視野に入れた「履修ガイドライン」を設け、進路に応じた学修の

指針を示している<sup>13</sup>。

法学研究科進学希望者にもそれに適したカリキュラムを用意している。そこで、法学専門教育を行うにあたり、法学の学修を進める上で必要な法学以外の分野の知見、学修の自立性、論理的思考力、社会問題への関心を喚起することの重要性を指摘する教育上の配慮をカリキュラム上行うことが必要となる。法学院では、このようなカリキュラム上の配慮を次の科目で行っている。

#### ①「法学基礎演習」

法学院において高校と大学を接続する機能を担っている授業の中心は、1年前期に設置している「法学基礎演習」である。この演習では、第1、パソコン実習、図書館見学、授業の受け方、論文・レポートの書き方等、大学で学修を進めるにあたっての一般的なスキルを学修し、第2、判例を始めとする法律資料の調べ方や法的な思考の基礎を学修する等の法学の初步を学修し、また、第3、社会問題をテーマとする個人報告またはグループ報告を行う。

高校と大学とを接続するという点で本科目をみると、特に学修の自立性を目指すものであり、特に、第2では、論理的思考の重要性を学び、第3では、学生は、主体的に、テーマ設定、資料収集・読解、プレゼンテーションを行うことが求められ、これにより学生の問題探索解決能力が向上し、社会紛争への関心が喚起される。

#### ②「法学理論」と「模擬裁判」

「法学理論」の科目は、高校、大学接続教育を行うとともに、大学、特に法学院での学修を円滑に進めるための基礎を修得することを目的としている。同時に、人間性豊かな人材の養成という法学院の教育目標の一つを果たすことをも目的とし、それは人としての倫理性を培う機会を提供するものである。

この授業では法学生般についての入門、概説的知識の学修と模擬裁判を通じて、高校と大学とを接続する機能を果たしている。この模擬裁判は、模擬法廷教室を用い、各クラス、

学生代表が裁判官、検事、弁護士の各役割を担当し模擬法廷に立ち、他の学生は裁判員として傍聴するという形でシミュレーションを行うものである。学生はまず予習を行い、代表の学生は記録を受け取り、検討し、指導弁護士の事務所訪問、打ち合わせ、被告人との接見、証人テスト等を行う。学生、特に法廷に立つ学生は、模擬裁判を通して法的思考の実際を体験でき、また教材も現実の記録を編集したものを用いるので、学生は、人間社会の実像をよりよく知る機会を得ることができる。

#### ③「実務法学」

「実務法学」は、弁護士を中心とする実務家講師によるオムニバス授業である。毎回異なる講師が実務経験を語ることにより、社会において実際に働く法の実態、社会の現実を学ぶことができる。

#### ④「コンピュータ・リテラシー」

情報教育の充実は学生の要望するところであり、また、この要望に応えることは学生の学修をスムーズにするとともに、学習意欲を維持発展させ、もって学修の自立性を確保するために必要である。このような要望に応えるため、法学院では「法学院生のためのコンピュータ・リテラシー」を設置している。この授業ではパソコン教室において行われ、パソコンの基本的な技能を身につける。

### (二) 教員雇用制度の改革

#### 1 人事制度改革の経緯

中国高等教育におけるもうひとつの改革としては、社会主义市場経済にふさわしい人事制度の確立がある。それは、教師の選任と昇進という二つの点から見ることができる。

中国における大学の人事制度の特徴は、元々“鉄飯碗”（就職したら解雇されることはない），“平均主義”と“大鍋飯”（仕事の良し悪しにかかわらず待遇は同じ）であるが、最近は変わりつつある。新しい人事制度の特徴は、「優秀な人材を選抜し、重点的に育成

する。勤勉な人を奨励し、そうでない人に対して罰を課す。適材適所という原則をもとに、優れた人材を抜擢し昇進させる。優れた業績を上げた人を奨励し、競争を促進する。人材の移動を促し、昇進もあれば、格下げもある。外部から優れた人材を受け入れることもあれば、内部からありきたりの人を追い出すこともある」などの点にある<sup>14</sup>。

北京大学は、中国高等教育人事制度改革の矛先にたって、2003年から2004年度、新しい人事制度の改革が始まった。その新たな人事制度改革の主な目的は、古い人事制度を一新し、人事制度に効率化、透明性と公平性をもたらすことである。すなわち、人事制度改革は、高等教育における最も優れた人材が最重要な職位に配置され、最高の待遇が得られるということである。またすべての人がふさわしい職場に配置され、彼らの知識、能力と特徴を発揮できるようにすることはもうひとつの目的である。

新たな人事制度においては、より社会公平性を強調し、高等教育内部のすべての人が公平に競争を通して、職位を得るメカニズムを作る。それと同時に、特別な状況に置かれた人に対して、特殊な考慮を与える。新たな人事制度改革は、人事制度の透明性を増やして、すべての人が人事昇進の手続き、要件、プロセスがわかるように工夫したものである。これは、高等教育における教職員の資質を高め、特に教師の構成を合理化し、教育と研究の質をいっそう高めたという効果があるといわれている<sup>15</sup>。

## 2 法学院の教員採用と養成制度

中国では法規によって採用や昇進の基準や手続がかなり詳細に定められている。中国においては、教員は講師、助教授、教授に分けられる。講師への採用の資格要件としては、法学院を卒業しており、品行に問題がなく、学力のみならず体力を含めて教育能力があることの3点であって、とくに難しくはない。採用にあたっては、応募者から競争試験など

で選考して決めるのではなく、公募に対して有資格者は大学側と個別に交渉をし採否が決まる<sup>16</sup>。

採用側は大学当局者と学部長といったメンバーが参加し、教授会は関与しない。基本給そのものは概ね確定しているので、それ以外の面、研究条件や生活条件全般について交渉し、需要供給関係に基づく合意が成立した場合に採用となる。生活条件には住宅の手配のほか、家族の受け入れや保険制度まで含まれる。北京、上海など有名大学は、勤務歴を要求したり住宅の世話はあまりしないなど条件を厳しくしている。

採用基準は客観的ではなく裁量的なものにならざるをえない。縁故や恣意が入り込みやすいといえる。中国における昇進の要件は極めて厳しい。助教授昇任の場合を例にとるならば、とくに優秀と認められる例外の場合を除いて、次の4つの要件が必要となる。すなわち、第1は、時間的要件であり、これは取得している学位により異なる<sup>17</sup>。すなわち、学部卒12年、修士修了5年、博士修了2年とされている。第2は、研究業績であり、量と質の両面がある。有名大学では質も問われるが、一般には約30万字以上という執筆著書・論文の活字量が問題とされる。第3は、教育実績であり、年間約200時間の授業と学生評価を含めた教育効果が要求される。第4は品行である。これらの要件をすべて満たした者について、さらに慎重な手続を踏んで昇任が認められる。すなわち、学科、学部、全学学術審査会の審査があり、その決定には3分の2以上の賛成を必要としている。こうして倍以上の候補者から選抜されるため、ハードルが高い。教授については、さらに最終的に教育部による承認が必要である。大学間ににおける人事異動は少ない。

## 三 大学法学教育の諸問題

上述したとおり、中国では、大学における法学教育は、教育課程、教育方法及び教員の

レベルなどにおいて、いろいろな改革が行われてきた。ところが、改革といっても根本的に変わるわけではなく、幾多の問題がまだ存在している。以下、法学卒業生に対する社会評価の観点から法学教育の諸問題を簡単に検討する。

#### (1) 素質の格差

法学卒業生の素質の格差が大きいことが否定できない。中国では、2002年から全国統一の司法試験を実施しはじめ、統計によると、02年の合格率は7.9%、03年は11.1%、04年は12.3%、05年は14.4%、06年は14.4%、07年は17.0%であった<sup>18</sup>。学校のレベル、学歴のレベルによる格差が生じていると思われる。

#### (2) 実務能力の不足

大学において育成した人材には実際需要との間に大きなギャップが存在する。社会評価によると法学院の卒業生は実務運用能力に乏しく、法律実務の実際の運用方式さえも理解していない。法律条文を機械的に当てはめて、事件の具体的な状況に対する全面的な分析が足りず、複雑な事件への対応能力が欠如しているといわれている。

#### (3) 知識構造の不健全

法学は社会生活の各方面の知識に関わっている。哲学、経済学、社会学、管理学などに密接しているが、法医学、証拠学などの自然科学にも内在的に関係を持っている。これは法学専攻の学生は、専門知識を把握するとともに、自然知識、人文知識なども身に付けることが必要であることを意味する。しかし、中国の学生は、基本的な法律知識以外のほかの学科の知識取得にあまり関心がない。

### 四 法学教育の今後の課題

中国の各大学における法学院の設置は、法学教育を推進するための第一歩、すなわち法学教育環境を整えただけにすぎない。つまり、実際に法学大学生に提供する法学教育の内容充実等ソフト面の整備も絶対欠かすことはで

きないのであり、これがなければ、ただの形に終わることになる。

従って、中国の大学における法学教育において今後取り組むべき課題は、以下に掲げるようなソフト面を重点的に改善すべきであるといえよう。

#### (1) 法学教育課程の設置

各法学院が取組むべき課題としては、法学教育内容の編成、すなわちカリキュラムの改善がある。

現行の各大学の法学教育課程を見ると、必修科目は、中国独自の思想道徳と教養、毛沢東思想概論、鄧小平理論概論、マルクス主義哲学、及び憲法、民法、商法、刑法、民事訴訟法、刑事訴訟法、行政法、知的財産権法などの法律専門科目でほとんどが占められ、法律専門科目以外では、英語、体育、コンピュータなどの科目があるだけである。また、選択科目も、そのほとんどが法律専門科目である会社法、証券法、手形法、税法、労働法等の国内法と国際金融法、国際貿易法、国際経済法、国際税法等の国際法で占められている。

このように各大学の法学院のカリキュラムは、ほとんどが法律専門科目で占められており、中でも必修科目の内容は、ほぼ同一となっている。つまり、大学の特色を生かした独自のカリキュラムとはなっていない。

しかし、急速に国際化や市場経済化が進んでいる中国では、このような法律科目偏重のカリキュラムでは、法学教育の内容が時代に適合しなくなる危険をはらんでいる。

そこで、日本の法学部の教育内容などを参考にして、法律を学ぶための基礎となる倫理性、論理性、公平性などの素養を身につけるため一般教養科目や市場経済ルールの基礎をなす競争原理・メカニズムなどを学ぶための科目も教育課程に取り入れるなどして、各大学はそれぞれ独自性を發揮する必要がある。

#### (2) 教育管理と素質教育の強化

現在、中国法学院の教育管理の混乱の主要な要因は学校管理、運営体制の不健全にある

<sup>19</sup>。教育管理体制を改革、整備する必要がある。そして、学生成績格差を生じる原因是、各大学の法学教育のレベルの格差にある。したがって、関係主管部門は、法学教育の学校運営資格を厳格に審査し、その審査体制を教育部の大学評価検査制度に導入すべきである。これで法学教育の規範化、正規化を実現し、法学人材の品質を保証することができると思われる。

また、素質教育というのは、人材素質の向上を重要な内容とする教育である。新しい情勢の下に、法学教育は素質教育を中心として、素質が高い法律人材の育成モデルを構築すべきである。

### (3) 若手教員の養成

現在のソフト面が不十分な状態になった最大の原因は、法学教育に携わる経験豊かな専門教員の不足によるものである。中国の各大学法学院の教員を見ると、総じて若い人が多く、ベテランは少ない。例えば、河南財經学院の法学院の学生数は1000余人であり、専任教員数は57人であるが、このうち教授は僅か5人、副教授は15人となっている。このように経験豊富な教員が極端に少ない。これは、中国の大学では、文化大革命後の法学教育暗黒時代が長年続いたため、この間に法学専門教員の養成ができず、経験豊富な教員不足という結果を招いたものと推測できる。

したがって、各大学でも、法学専任教員を採用する場合、科目に適合するベテラン教員の採用は難しいので、若い人材に頼らざるを得ないのが実状となっている。しかし、若い教員は、自ずと教育・研究歴が浅いので、一般的に当該専門分野に精通しているとは限らない。このように若い教員が極端に多いという法学院の教員体制・陣容では、十分な内容の高水準の法学教育を提供することが難しい。

これを解決するための妙案はないので、時間をかけて、これら若い教員を養成するほかない。つまり、若い教員に、海外留学、学会派遣、その他の機会を多く与えるなどして教

員としての経験・知識等資質を向上させるほかなく、これによって法学教育内容も充実し、その質やレベルも高くなっていくことが期待できる。

## 終わりに

以上、中国における大学法学教育改革の現状と存在する幾つかの問題を今後の課題として取り上げてきた。法学教育は、学生の道徳素養、人生観、価値観、世界観の育成も重視しなければならない。大学は、対象ごとに課程を設置し、異なる教育手段を採用すべきである。法学教育の中で存在している問題を解決し、着実かつ有効的な措置をとって総合的な素質を持つ法曹人材を育成すべきである。

## 註

- 1 本論文は、中国河南省教育科学第十一個五年計画研究項目『中日法学入門教育の比較研究』(項目番号: 2009 - JK GHAG - 0166) の初期研究成果である。
- 2 内布光「中国の大学における法学教育の現状と課題—「中南民族大学」との学術交流を中心として—」、現代法学、第16号。
- 3 前掲注2参照。
- 4 前掲注2参照。
- 5 王玉珊・堀毅「中日教育の比較研究—法学教育の諸問題—」16頁。
- 6 中国では、高校二年から文系と理系が分けられている。その後の大学への進学には、文系の学生が大学の社会科学(国語、哲学、法学、社会学など)に、理科系が理学、工学、医学などの専攻に進学することになっている。
- 7 前掲注5参照。
- 8 たとえば、北京大学、人民大学、武汉大学など総合型大学は法学専攻が設けられているが、中国政法大学、西南政法大学、華東政法大学など専門型大学も法学専攻を開設している。
- 9 国家教育部中国本科教育評価センターの公式ホームページを参照。2009年7月30日訪問。<http://www.pgzx.edu.cn/>。
- 10 河南財經学院は、2008年5月11日から国

家教育部の評価・検査を受けた。論文中に列挙していた内容は、あくまで評価、検査を受けるために提供した材料であり、事実上の実務と一致しないところもある。

- 11 国家教育部により公布された 14 か科目の法学課程は、憲法、民法、刑法、経済法、行政法、商法、法理学、法制史、民事訴訟法、刑事訴訟法、国際法、国際私法、国際経済法、知的財産法である。
- 12 政治理論科目とは、主として「毛澤東思想鄧小平理論及び“3つの代表理論”」という科目を開設されている。
- 13 科目履修ガイドラインは、法律、行政、企業などの職業に向け、学生の今後の進路に合わせて、各科目を詳しく紹介している。学生は、インターネットを通じて、学校のホームページからさまざまな情報を収集できる。
- 14 閔維方／徐国興（訳）「中国における高等教育発展の新たなトレンド」、国立大学財務・経営センター、大学財務経営研究、第 4 号、2007 年 8 月、231 -240 頁。
- 15 前掲注 14 参照。
- 16 日本学術会議比較法学研究連絡委員会「諸外国における法学研究者養成制度」報告書、平成 12 年 4 月 24 日。
- 17 前掲注 16 参照。
- 18 司法部国家司法試験司ホームページ：[http://www.moj.gov.cn/sfkss/node\\_226.htm](http://www.moj.gov.cn/sfkss/node_226.htm)
- 19 中国では大学の運営体制は、党と行政の両方からなる。党の機構としては、組織部、宣伝部、共産主義青年団委員会などの部門があるが、しかも、学校の各学部にも党の支部も設置されている。行政機構としては、学校事務局、学生課、教務課などがある。党と行政の職責分担は、主に党が教師、学生の日常の政治思想教育にあたり、行政は、主に学校日常の事務を処理する。かつて、学校の「学長責任制」という改革を行っていたが、現在、党の指導の下での学長責任制に変わった。